

第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画

1. 基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、自殺等に係る施策との有機的な連携

2. 基本方針

- 正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

発生予防（一次）

リスクに関する知識の普及の徹底
アルコール健康障害の発生予防

教育・広報等による普及啓発の推進

不適切な飲酒の誘因の防止

20歳未満の者、若い世代、妊産婦、女性、高齢者等への飲酒のリスクに関する教育や啓発

20歳未満への提供禁止の徹底と啓発

依存症への誤解や偏見の解消のための正しい知識・理解の啓発

P1～

P5～

進行予防（二次）

予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制整備

健康診断及び保健指導

医療の充実等

飲酒運転をした者に対する指導等

相談支援

早期介入・治療

専門医療機関・治療拠点機関の整備

飲酒運転への指導

体制構築

人材育成・支援機関連携

医療の質向上

暴力・虐待・自殺未遂等への指導

人材育成

職域の対応

医療連携

P6～

P7～

P10～

P12～

再発予防（三次）

社会復帰への支援

民間団体等の活動に対する支援

回復支援

自助グループとの連携

自助グループへの支援

P14～

P16～